



# 鳥取県公報

平成 22 年 6 月 11 日 (金)  
第 8 2 0 1 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 遊漁規則の変更の認可 (382) (水産課) . . . . . 2
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (383) (東部総合事務所県民局) . . . . . 2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 3

# 告 示

## 鳥取県告示第382号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定に基づき、遊漁規則の変更の認可をしたので、同条第7項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 漁業権者の名称及び住所

天神川漁業協同組合  
倉吉市西倉吉町7-12

2 漁業権の免許番号

共同漁業権内共第2号

3 認可に係る変更の内容

天神川漁業協同組合内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																														
<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">漁法</th> <th style="width: 55%;">禁止区域</th> <th style="width: 30%;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">投網</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">1月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町群家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域</td> <td style="text-align: center;">から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	漁法	禁止区域	禁止期間	投網	略	1月1日	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町群家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	から12月31日まで	略		略		略			<p>(禁止区域)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 次の表の左欄に掲げる漁法による遊漁は、同表の中欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、行ってはならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">漁法</th> <th style="width: 55%;">禁止区域</th> <th style="width: 30%;">禁止期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">投網</td> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">1月1日</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">矢送川（その支流を含む。）のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域</td> <td style="text-align: center;">から12月31日まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	漁法	禁止区域	禁止期間	投網	略	1月1日	矢送川（その支流を含む。）のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域	から12月31日まで	略		略		略		
漁法	禁止区域	禁止期間																													
投網	略	1月1日																													
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町群家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	から12月31日まで																													
	略																														
	略																														
略																															
漁法	禁止区域	禁止期間																													
投網	略	1月1日																													
	矢送川（その支流を含む。）のうち矢送川と滝川との合流点から上流の区域	から12月31日まで																													
	略																														
	略																														
略																															

4 変更後の遊漁規則の施行の日

天神川漁業協同組合理事会が別に定めて公表する日

## 鳥取県告示第383号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成22年7月24日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年6月11日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成22年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人にこにこファーム
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
井上 早苗
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市吉方温泉四丁目620
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、知的障害者・精神障害者・身体障害者に対して、農業・菓子製造販売等に関する事業を行い、それらの事業活動を通して職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動により障害者を始めあらゆるひとびとが幸福である社会の実現に寄与することを目的とする。
- 6 定款の変更事項  
名称

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成22年6月11日

鳥取県公安委員会委員長 秦 野 一 憲

- 1 講習の種別及び受講対象者
  - (1) 初心者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（以下「許可」という。）を受けようとするもの（(2)のイに掲げる者を除く。）を対象とする。
  - (2) 経験者講習  
鳥取県内に住所を有する者のうち、次に掲げるものを対象とする。
    - ア 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
    - イ 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
初心者講習		平成22年7月7日 午前10時から午後 3時30分まで	米子市上福原1266-4 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港及び黒坂の各警察署の管内に居住する者
経験者講習		平成22年7月23日 午後1時30分から 午後4時30分まで	倉吉市清谷町一丁目10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 4 時間30分
- イ 経験者講習 3 時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあつては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800円
- イ 経験者講習 3,000円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑